

## 地方独立行政法人長崎市立病院機構診療規程

平成24年4月1日

規程第57号

## (趣旨)

第1条 この規程は、地方独立行政法人長崎市立病院機構長崎みなとメディカルセンターにおいて提供する診療、健康診断等（以下「診療等」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

## (診療科目及び病床数)

第2条 病院の診療科目及び病床数は、次のとおりとする。

病院名	診療科目	病床数
長崎みなとメディカルセンター	内科、呼吸器内科、心臓血管内科、消化器内科、腎臓内科、糖尿病・内分泌内科、脳神経内科、血液内科、心療内科、精神科、緩和ケア外科、産科・婦人科、新生児内科、新生児小児科、小児科、小児外科、外科、消化器外科、心臓血管外科、呼吸器外科、乳腺・内分泌外科、肛門外科、整形外科、形成外科、脳神経外科、麻酔科、放射線科、皮膚科、泌尿器科、眼科、耳鼻咽喉科、リハビリテーション科、臨床腫瘍科、病理診断科、救急科、歯科	一般病床484床 結核病床13床 感染症病床6床

## (診療の種類)

第3条 診療は、外来診療及び入院診療により行うものとする。ただし、救急患者その他特別な事情があると認められる者については、往診することができる。

## (外来診療の受付等の時間)

第4条 外来患者の受付時間及び診療時間（以下「受付時間等」という。）は、次のとおりとする。ただし、予約を受けた患者及び救急患者については、この限りではな

い。

受付時間	診療時間
午前 8 時 30 分から午前 11 時まで	午前 8 時 45 分から午後 5 時まで

2 前項の規定にかかわらず、理事長が必要と認めたときは、受付時間等を変更することができる。

(外来休診日)

第5条 外来診療を行わない日（以下「休診日」という。）は、次のとおりとする。ただし、救急患者の診療については、この限りでない。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日
- (3) 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日（前号に掲げる日を除く。）
- (4) その他理事長が特に必要と認めた日

2 前項に定めるもののほか、特定の診療科において医師の病気又はその他の特別な事由により外来診療を行うことができないときは、院長が理事長の承認を得て、当該診療科に限り、臨時の休診日とすることができる。

(診療の申込み)

第6条 診療を受けようとする者は、初回の受診の際に診療申込書に所定の事項を記入し、診察券の交付を受けなければならない。この場合において、国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）、健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）その他の社会保険法又は生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）その他の医療の給付に関する法令等により診療を受けようとする者（以下「被保険者等」という。）は、被保険者証等の証票を併せて提示しなければならない。

2 前項の規定により診察券の交付を受けた者は、受診の都度これを提示するほか、被保険者等にあっては、被保険者の資格等の変更の都度又は初診の日からおおむね 1 月ごとに、被保険者証等の証票を提示しなければならない。

(入院診療の手続)

第7条 入院診療を受けようとする者は、次の手続により、院長の許可を受けなければならない。ただし、院長が特にやむを得ないと認めた者については、この手続の

一部を省略することができる。

- (1) 病院の医師の判断に基づき発行する入院指示票の交付を受けること。
- (2) 身元引受人及び連帯保証人が連署した入院誓約書及び保証書を提出すること。

2 前項第2号に規定する身元引受人及び連帯保証人は、当該入院診療に要する費用の支払能力を有する成年でなければならない。

(退院の手続)

第8条 入院患者が退院しようとするときは、院長の承認を受けなければならない。

(面会時間)

第9条 入院患者との面会を行うことができる時間は、平日午後1時から午後8時、土日祝日午前1時から午後8時までとし、N I C U、集中治療病棟及び救急病棟は、別途定めるものとする。

(入院患者の外出又は外泊)

第10条 入院患者が外出又は外泊をしようとするときは、主治医の承認を受けなければならない。

(委託による診療等)

第11条 理事長は、必要があると認めるときは、官公署その他の団体等から委託を受けた者に診療等を行うことができる。

(特別室の使用の特例)

第12条 治療上の必要又は病棟の管理の必要など患者本人又はその関係者の選択によらない理由により、特別室を使用させようとするときは、主治医は、特別室への収容通知に所定の事項を記載し、副院長の確認を得て、院長に届け出なければならない。

(解剖等)

第13条 死体（死胎を含む。以下同じ。）の検査又は解剖を行おうとするときは、書面により遺族の承諾を受けなければならない。

(祭し料)

第14条 死体を解剖に付したときは、遺族に祭し料を支払うものとする。

2 前項に定める祭し料の額は、一体につき1万円とする。

(秩序の維持)

第15条 診療等を受ける者及びその関係者は、病院の内部の秩序を維持するための理事長又は院長の指示に従わなければならない。

(診療の拒否等)

第16条 院長は、次の各号のいずれかに該当するときは、診療等を拒否し、又は退院を命ずることができる。

- (1) 病院内の風紀を乱し、又は他人に危害を及ぼすおそれがあるとき
- (2) 診療の必要がなくなったとき
- (3) その他病院の管理上著しい支障があると院長が認めたとき

(委任)

第17条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年3月22日規程第5号)

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年12月27日規程第19号)

この規程は、平成26年1月1日から施行する。

附 則 (平成26年1月31日規程第1号)

この規程は、平成26年2月24日から施行する。

附 則 (平成26年3月13日規程第15号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則 (平成26年3月28日規程第38号)

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年4月28日規程第40号)

この規程は、平成26年5月1日から施行する。

附 則 (平成26年7月30日規程第42号)

この規程は、平成26年8月1日から施行する。

附 則 (平成28年2月29日規程第1号)

この規程は、平成28年3月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月27日規程第13号)

この規程は、平成28年3月27日から施行する。

附 則（平成29年3月31日規程第16号）

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月8日規程第2号）

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月30日規程第22号）

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和元年5月7日規程第20号）

この規程は、令和元年9月1日から施行する。

附 則（令和2年12月11日規程第30号）

この規程は、令和2年12月11日から施行し、令和3年1月1日から適用する。

附 則（令和7年9月29日規程第33号）

この規程は、令和7年9月30日から施行する。ただし、第5条の規定改正は、公布の日から施行する。